

県行財政改革検討会

報告書

平成21年10月9日

目 次

	ページ
はじめに	1
検討会における検討の経過	3
「とちぎ未来開拓プログラム（試案）」への提言	5
第1章 「とちぎ未来開拓プログラム」のあり方について	5
第2章 新たな見直しの視点に立った提言	11
第1節 県民ニーズへの的確な対応	11
第2節 内部努力の徹底	13
第3節 歳入の確保	15
第4節 行政経費の削減	17
おわりに	19
検討会委員名簿	20
調査関係部課室	21

はじめに

本県の財政を取り巻く環境は、地方債の償還が高水準にあることや高齢社会の到来等による医療福祉関係経費などが増加傾向にあることに加え、三位一体の改革による地方交付税の大幅な削減、さらには、昨年秋以降の世界同時不況の影響による県内経済の落ち込みに伴う県税収入の激減など極めて厳しい状況にある。

財政調整的基金が底をつく見込みの中で、これまでどおりの財政運営を継続した場合には、今後、毎年度300億円を超える財源不足が見込まれることから、「財政再生団体」に転落し、あらゆる分野における県単独事業が行えなくなるなど、県民へのサービスの著しい低下を招くおそれがある。

このため、執行部においては、この未曾有の財政危機を克服するため、財政の健全化に向けた取組である「とちぎ未来開拓プログラム（試案）」を取りまとめ、本年5月に公表したところである。

地方分権型社会への転換が進む中、地方における県の役割は、依然として重要であって、その役割を的確に担うためには、安定した持続可能な財政基盤の下での自律的かつ効果的な行財政運営が求められている。

そのため、本検討会は、二元代表制の一翼を担う県議会として、こうした状況に至るまで監視機関として十分に機能し得なかった責任を重く受け止めるとともに、執行部から示されたプログラム試案の内容を精査し、県民の視点に立った検討を加えた上で政策提言を行うため、県議会全会派から委員の推薦を受け、設置されたものである。

プログラム試案の内容は、財政運営の抜本的な改革を行い、一定量の行政サービスを維持しながら、事業の徹底した見直しを行うことにより、集中改革期間終了後における収支の均衡した持続可能な財政基盤を確立することを目的としているものである。

しかしながら、県財政の健全化という目標達成を重視するあまり、本県の目指すべき姿を見失うことは、県政運営の本来の使命からの乖離を招くこととなり、将来展望なきプログラムとなるものである。

したがって、プログラムの策定に当たっては、プログラム実行後の本県の

将来像を県民と共有するとともに、行政改革の視点をも合わせた本県の行財政システムの大膽な構造改革に取り組むものであることを強く意識すべきである。

本検討会では、こうした認識の下に、プログラム試案の内容等について議論するとともに調査検討を進め、その結果をここに取りまとめたものである。

今後、この報告書による提言がプログラムの策定に反映され、県民へのメッセージ性の高いプログラムとなるとともに、その実施による様々な取組が真の意味での県民益の最大化に寄与し、誇れるふるさと“とちぎ”を未来につなげていくことを強く望むものである。

平成21年10月9日

県行財政改革検討会

会長 石坂 真一

検討会における検討の経過

- 1 6月4日(木) [定例会中]
本検討会が設置され、県議会全会派からの推薦に基づき、委員が選任された。
- 2 6月12日(金) [第1回検討会 閉会中]
プログラム試案に対する政策提言について議長から諮問がなされた。
互選の結果、会長に石坂真一委員が、副会長に野田尚吾委員がそれぞれ選任された。
当面の活動計画を決定した。
検討テーマについて意見交換を行った。
- 3 6月19日(金) [第2回検討会 閉会中]
検討テーマを次のとおり決定した。
 - ・ 検討テーマ1
“とちぎ”の将来につながる全体ビジョンとしてのプログラム(価値観の明確化)
 - ・ 検討テーマ2
行財政改革の前提条件
- 4 7月14日(火) [第3回検討会 閉会中]
団体からのプログラム試案に係る要望書の提出状況、パブリックコメントの実施結果の概要、市町村長会議の結果等について執行部から説明を受け、質疑及び意見交換を行った。
プログラム試案について意見交換を行った。
検討会の開催日程の追加を決定した。
- 5 7月27日(月) [第4回検討会 閉会中]
プログラム試案及び提言内容等について意見交換を行った。

- 6 8月11日（火）[第5回検討会 閉会中]
プログラム試案及び提言内容等について意見交換を行った。
- 7 9月30日（水）[第6回検討会 定例会中]
プログラム試案及び提言内容等について意見交換を行った。
報告書の骨子等について意見交換を行った。
- 8 10月9日（金）[第7回検討会 定例会中]
報告書の案について意見交換を行った。

「とちぎ未来開拓プログラム（試案）」への提言

第1章 「とちぎ未来開拓プログラム」のあり方について

1 「“とちぎ”の将来像」を見据えたプログラム

プログラム試案は、「選択と集中」により当面の財源不足を解消し、平成25年度以降の予算において収支の均衡を図り、持続可能な財政基盤を確立するため策定されるものである。

その背景には、本県が、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に定めるところにより財政再生団体に転落し、県民に対する行政サービスの著しい低下を余儀なくされることが現実味を帯びてきたことにあり、そのために、一定量の行政サービスを維持しながら、財政の健全化を図ることを目的としている。

改めていうまでもなく、持続可能な財政基盤が確保されない限り、県民の将来に対する不安を払拭することは到底なし得ず、本県が目指すべき姿を展望することはできない。

しかしながら、収支の均衡を図り、持続可能な財政基盤を確立することばかりに目を奪われ、財政の健全化を図るという目標達成のみを重視するあまり、本県が目指すべき姿、すなわち、「栃木県らしさ」に裏打ちされた「“とちぎ”の将来像」を見失うことは、「自律的な財政基盤の確立による県民満足度の高い県政の実現」という県政運営の本来の使命からの乖離を招き、「活力と美しさに満ちた郷土“とちぎ”の実現」という羅針盤を喪失することとなるのである。

財政の健全化を最優先するあまり、本県が目指すべき姿を見失っては何にもならないし、厳しい環境の中にあっても、課題の本質を的確にとらえた政策の重点化など、工夫を凝らしながら県勢の伸長や県民福祉の向上を図っていかなければならない。

したがって、プログラムは、単に財政改革を行うことに止まらず、プログラムを実行した後の本県が目指すべき姿まで踏み込んだ議論や検討の下に策定されるべきであって、その実現に向けた具体的な目標を明確に掲

げ、県民と価値観の共有化を図りながら取り組まなければならない。

言い換えれば、プログラムが目指すべき方向性を「自律的な行財政基盤の確立による県民満足度の高い県政の実現」として明確に示し、「“とちぎ”の将来像」を描きながら具体的な取組をバランス良く進めていくべきである。

なお、プログラムは次期総合計画とは別に策定されるものではあるが、以上のことから、その内容は、次期総合計画に十分に反映され、かつ、整合性が図られたものでなければならないことは論を待たない。

2 構造改革を目指すプログラム

自律的な行財政基盤を確立するには、単なる一時しのぎでない真の意味での県の行財政全般にわたる構造改革が必要である。

国は、三位一体の改革を進め、この過程で一部の税源移譲は行ったものの、地方交付税を5.1兆円削減したのであって、「国から地方へ」という理念と目標は、それにふさわしい実態を伴わず、いつの間にか国の歳出削減策にすり替えられてしまった感がある。

この間、地方は、少子高齢化による歳出増大圧力に耐えつつ、歳出予算を切り詰めるなど自ら努力を重ねてきたが、それにも限界がある。

この解決のためには、「国と地方」の関係を大きく変えること、つまり「役割分担の明確化」と「税財源の移譲」という地方分権の推進は論を待たず、併せて地域間の格差是正のため適正な地方交付税制度の運用などが不可欠となる。

ところで、プログラム試案においては、県内市町村との役割分担が強調され、具体的な取組にもそれに伴う行政経費の削減等が大きく反映されているが、国との関係は具体性に乏しい。

このため、地方分権の推進や地域主権の確立、地方財政制度の充実強化について、国に対し、これまで以上に具体的かつ積極的に要望していく必要がある。

そして、真の意味での構造改革を目指すには、財政面での対応のみならず、行政組織や事務事業のあり方など行財政全般にわたる見直しの視点が

必要不可欠であることから、プログラムの実施を機縁として本県の行財政システムの大胆な構造改革を図ることを強く意識して策定されるべきである。

3 財政収支見通しと目標値

プログラム策定の前提となる「中期財政収支見込み」については、本県の平成21年度当初予算の数値をもとに、国の「経済財政の中長期方針と10年展望 比較試算（世界経済順調回復シナリオ）」などを参考に試算したものである。

これによって、平成22年度以降、毎年度300億円を超える財源不足額が見込まれると試算されているが、社会経済情勢が刻々と変化する状況下における予測は、極めて困難な作業であることは推察できる。

しかし、プログラムの策定において、中長期的な見通しに立った財源不足額の試算は、プログラムの取組の内容を決定していく前提となることから、十分な検討の下に信憑性のある試算を示す必要がある。

そこで、プログラム試案の前提となる「中期財政収支見込み」は、平成21年度当初予算編成時（平成21年2月）に試算したものであることから、経済の情勢変化や平成20年度決算などの状況変化を反映した修正が必要と考える。

また、国との関係や社会経済情勢などは、プログラムに適時適切に反映していくことが必要であることから、不断の検証を通じ、必要があれば、内容を見直すべきである。

一方、プログラム試案においては、平成25年の収支均衡を目指しながら、実行後においてもなお53億円の財源不足が発生するとしている。

再試算に合わせ、平成25年度時点の財源不足額の解消に向けた努力が必要である。

なお、この点に関し、プログラムを実行していく過程で、適時適切な見直しを行うとともに、必要に応じて市町長との意見交換を行うほか、各年度ごとにプログラムの進捗状況や成果などについて、県民に公表するとともに県議会に報告することが必要である。

4 集中改革の期間

国との関係や社会経済情勢が不透明であることなどから、「平成25年度からの収支の均衡した予算の編成」を目標に掲げることにについて、目標の時期をもう少し先に延ばしてはどうか、あるいは、プログラムの実施開始の時期を遅らせてはどうかとの意見もある。

しかし、新たな政権下で様々な改革が進められることとなったとしても、直ちに地方財政が改善するはずもなく、揮発油税に係る暫定税率の廃止などにより、場合によっては、さらに厳しい状況におかれる可能性さえもある。

こうした中、財政調整的基金が枯渇寸前の状況において「財政再生団体」への転落を回避するためには、できる限り早い時期にプログラムによる取組に着手し、早期に収支の均衡を図り、自律的な行財政基盤の確立を図ることが必要である。

今後の社会経済情勢や国の地方への対応などが不透明であることは、プログラムによる取組の着手を先延ばしする理由とはならず、「財政再生団体」への転落という現実を前にして、もはや猶予はないものとする。

そうした意味においても、集中改革の期間を延伸すべきでないし、5年以上の計画期間を設定することについては、財政収支の見通しがさらに不確実性を増すなどの問題もあることから、プログラム試案に示された収支均衡の目標の時期、プログラムによる取組の着手の時期ともに適当なものと考えられる。

仮に着手時期を遅らせることにより、さらに大きな負担を県民に求めなければならないという事態を招くことは、あってはならないのである。そのため、集中改革の期間を平成21年度から平成24年度までとすることについても、その整合性からこれを是認するものである。

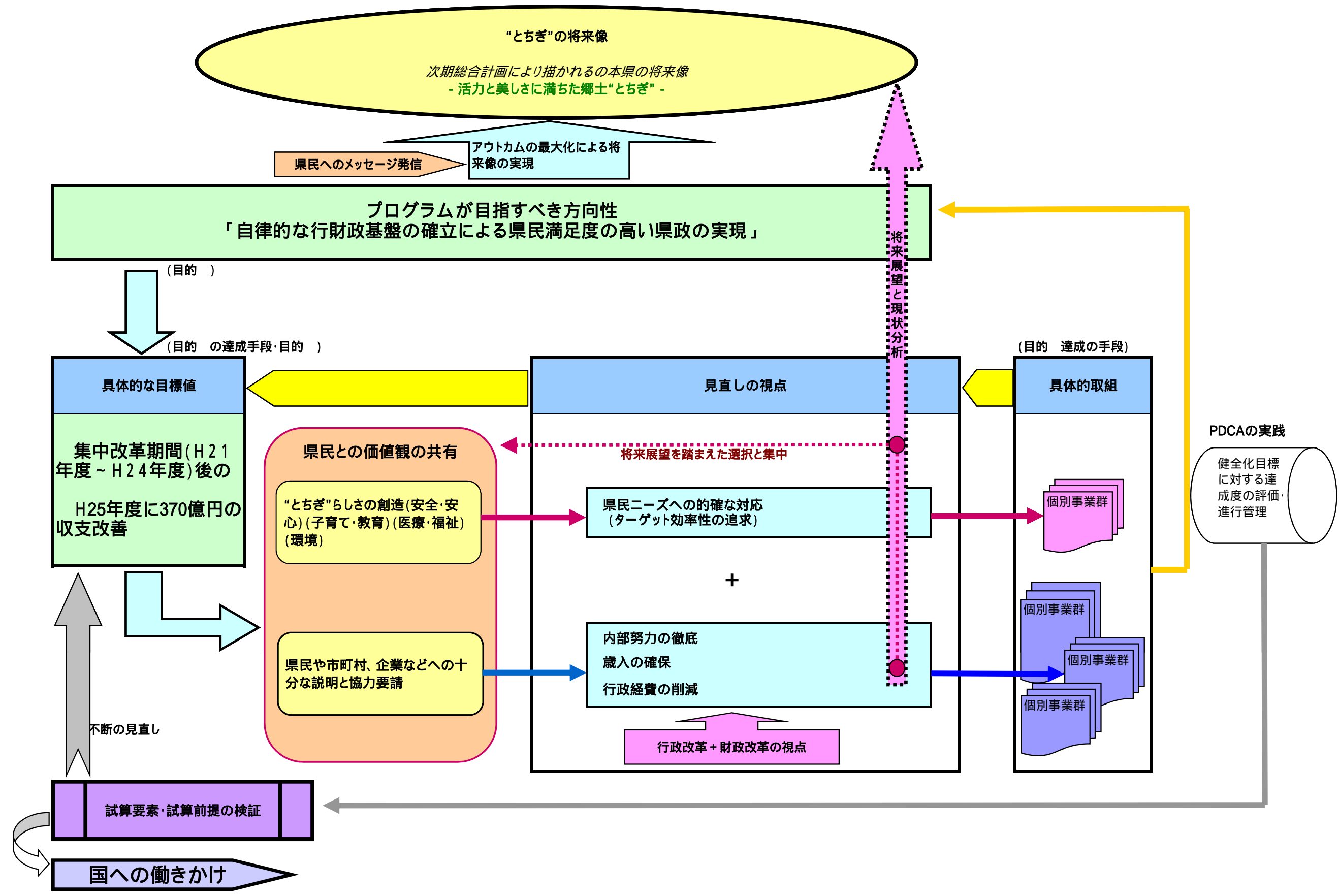
5 プログラムの構成と目指すべき方向性の視点

プログラム試案における集中改革期間の具体的な取組の体系は、「内部努力の徹底」、「歳入の確保」及び「行政経費の削減」が3つの柱となっている。加えて「選択と集中による行政課題への的確な対応」として、

「安全安心な“とちぎ”づくり」、「やさしい“とちぎ”づくり」及び「元気な“とちぎ”づくり」をキーワードに、県として対応する政策課題に対しては継続する事業等を明記しているが、その選定基準があいまいであるなどの理由から、プログラム試案を実施したその先にあるもの、つまり「“とちぎ”の将来像」が明確に伝わってこない。

そこで、本検討会は、プログラムの目指すべき方向性を「自律的な行財政基盤の確立による県民満足度の高い県政の実現」として明確に示し、その目的を達成するための手段である具体的な取組の判断基準を明らかにした上で対応すべきであると考え、まず、プログラムの延長線上にある「“とちぎ”の将来像」を県民がイメージできるようにするため、選択と集中によりの的確な対応を図るべき分野について「県民ニーズへの的確な対応」として新たに項目を起こした上で、財源不足解消に必要な具体的取組として「内部努力の徹底」、「歳入の確保」及び「行政経費の削減」を「新たな見直しの視点」として掲げ、具体的な提言を行うことで意見の集約をみた（第2章）。

とちぎ未来開拓プログラムの展開スキーム(提言)



第2章 新たな見直しの視点に立った提言

第1節 県民ニーズへの的確な対応

1 人材の育成と開拓 - とちぎの将来を支える人づくり（未来への投資） -

(1) 子育て支援の継続的・安定的な実施

少子化には、様々な要因が考えられるが、それは単なる個人の不安ではなく、まさしく社会的な現実問題であり、結婚、出産、育児そして就学と義務教育終了に至るまでの幅広い支援が重要である。

このため、妊産婦やこども医療費の問題、幼稚園・保育所の総合的な支援などについて、社会経済情勢の変化による影響を緩和し、できるだけ安定的な支援体制を確立することが行政の責務であって、県と市町村は、協働して子育て環境の整備や支援を行うべきである。プログラム試案における削減事業や廃止事業について、特に配慮と見直しが必要な分野であると考えらる。

(2) 教育の充実と経済的負担の軽減

全国に誇れる少人数学級の効果を再検証するとともに、外形的な教員の配置に満足することなく、最も効率的で効果的な教育現場の構築に努める必要がある。

また、進学率が98%を超える高校の教育機会の均等について貢献をしている私立高校の存在を再認識すべきである。私立学校の経営に責任を負うのはもちろん経営者の責務であるが、県立高校との実質的な経営格差を配慮し、支援を行うことはプログラムにおいても尊重されるべきである。

(3) とちぎで働く人材の育成

プログラムにおいては、景気後退の波を直接受ける人々の就労意欲の維持のために欠かせない支援について、十分に配慮すべきである。

農業・林業の担い手や商工・サービス業などの人材の育成に当たっては、厳しい経営環境にある経営者に対する支援が必要であり、融資制度をはじめとした細やかな金融支援に取り組むほか、雇用の安定を積極的

に働きかける必要がある。

さらに、職業訓練の充実や、地域伝統産業の支援についても配慮する必要がある。

2 持続的な成長への種まき

持続可能な成長を続けることのできる本県産業の基盤づくりのために行うべき「種まき」を、プログラムによる集中改革期間中も絶やすことなく続けるべきである。

まず、産業振興に向けた戦略的取組については、企業誘致のためのインフラ整備の充実を図り、企業や従業員にとっても、教育や医療など魅力的な付加価値の高い地域づくりを進めるべきである。

また、再開発等への支援は、規制緩和の流れに逆行することなく、ソフト、ハードの両面からの支援を継続すべきである。

農業については、首都圏に近いという地勢的な優位性を生かし切れていない本県農業の発展のため、県の試験研究機関の強化を図ることはもとより、民間や研究機関と協働した新たな体制づくりや商工業と連携した新しいタイプの農業の展開にも積極的に関わるべきである。

さらに、有名有力県に向けた取組として「とちぎの可能性・潜在力のPR」を行うべきであり、PRのための戦略を費用対効果にも十分配慮して実施すべきである。

また、新しい時代の変化に的確に対応するため、環境立県戦略の確立と推進が必要である。

加えて、「栃木県文化振興条例」の精神を深化させることや、伝統文化の保存、継承、活用にも対応が必要である。

3 自立する市町村への支援

市町村への財源、権限等の移譲と人的・技術的側面をはじめとする多角的な支援が重要である。

今回のプログラムの策定は、改めて県と市町村との関係を突き詰めて検討する良きチャンスでもあり、県内の地域間格差の問題も含めた、総合的

な「市町村の役割と今後のあり方」を検証すべきである。

また、プログラム策定に当たっても、必要に応じ市町長と意見交換を行うことが重要である。

4 安全で安心して暮らせる県民生活の確保

通学路の整備、生活道路の整備、公共施設の耐震化、交通安全施設の整備、各種維持管理経費の問題等は、地域住民から最も要望が高い事業であり、また、プログラム試案のとおり公共事業が削減された場合、その影響は単純に建設業にとどまることはなく、裾野の広さゆえに様々な産業に連鎖していくことから、極端な削減は見直すべきである。

また、自殺対策、地域医療対策、さらには警察活動における治安対策、高齢者や障害者など社会的弱者への配慮、災害に強い県土づくり、県民生活を支える道づくりの推進にも努める必要がある。

第2節 内部努力の徹底

1 組織体制の見直し

新たな行政課題に即応できる組織体制の整備や簡素で効率的な行政組織を構築する必要がある。

出先機関については、県が担うべき役割・機能、専門性や利便性などを十分に検討し、市町の意見を十分に聴取した上で、県議会とも十分な議論をして進めるべきである。

また、本庁においては、県が戦略的に取り組むべき広域的課題や行政需要に的確に対応できるよう、業務量や業務内容の変動に適切に対応した課室の改編等の検討を進めるべきであり、その際には、同類の事業を実施している課室の業務を部局横断的に見直し、時代に合致したものにしていくことが必要である。

2 適正な職員配置と職員数の削減

組織が効率的に機能するためには、組織体制のあり方とともに、職員の資質、能力の向上や全職員が100%の力を発揮できる適材適所への適正な職員配置が不可欠である。

また、各行政分野ごとに業務内容や業務量に見合ったメリハリのある職員配置を行うことにより、職員数の削減に努めるべきである。

3 職員給与の見直し

職員の給与については、年功重視から職務重視の給与体系への転換、昇給や勤勉手当等におけるよりの確な勤務成績の反映など、給与構造の改革は急務である。

また、職員の給与カットについては、プログラムによる集中期間中、その目標達成に向け、全職員が一丸となって財政健全化に取り組むとともに、集中改革期間の財源不足の解消に寄与することや、他県においても実施していることなどを踏まえると、給与カットにより職員の士気の保持に支障を来し、行政サービスに著しい質の低下を招くことがないよう対策を講ずることを前提に、やむを得ない措置と考える。

4 職員の意識改革

職員の意識改革として、新たな“公”を拓くという考え方に立ち、県民や関係団体、市町村との協働をコーディネートするという重要な役割を認識すべきである。

加えて、国の通達・指導一辺倒の考え方や、他県の模倣、前例踏襲という取組手法は、もはや通用しなくなっており、地域や県民の視点で課題を発見し、地域の資源を活用し、あるいは新たな制度や仕組みを創ってこれを解決するというような、より柔軟な発想も必要である。

そして、組織全体で職員の改革意欲の醸成を行うとともに、職場全体で改革に取り組もうとする職場風土を育む必要がある。

5 教育委員会の抜本的な見直し

教育事務所については、市町村合併が進展する中で、そのあり方につい

て見直しの必要性が高まっており、今後は、小規模市町村に対する支援や教育研究団体の育成など、市町村を越えた教育活動の支援に重点を置いた方向に見直すことが求められている。

市町村合併の進捗状況や各市町の教育委員会の指導体制の整備状況、他の県出先機関の再編状況に併せ、教育事務所のあり方について見直しを検討すべきである。

また、教職員の適正配置に関しては、学級編成や特例加算についての弾力的な運用が拡大し、地方の自主性が高まりつつある中、今後も、本県独自の少人数学級の実施などを積極的に推進するとともに、より効率的な職員配置を目指すべきである。

なお、指導主事の運用について、本来的には、教職現場に在るべき職員を学校以外に配置することについては、慎重に対応すべきものとする。

さらに、県立学校の運営に当たっては、徹底した内部努力に努め、より効率的な運営を行うべきである。

6 公債費負担の平準化（単年度負担の縮減）

県民の将来負担となる県債の発行については、単年度負担の縮減を行うため、利子の支払いが増大することに配慮しつつも、償還期間の延長（30年償還）等を検討すべきである。

第3節 歳入の確保

1 県税徴収率の向上と税収拡大に向けた努力

納税の公平性の観点からも、徴収率（収入歩合）の向上は、不可避の対策である。

特に、個人県民税の徴収率は、市町の徴収体制、職員の資質や取組姿勢に大きく左右されるため、市町の税務担当職員の資質向上対策や県との連携強化、さらには、徴収率に応じた市町への個別対応、例えば、徴収率により県単補助金や交付金の交付率に格差を設けるなど、工夫を凝らし徴収

率の改善を図るべきである。

また、観光交流産業の振興など県内経済の活性化を図り、税財源の涵養に向けた取組を強化すべきである。

2 とちぎの元気な森づくり県民税の用途拡大の検討

厳しい経済情勢、行財政を取り巻く環境が不透明である現時点においては、財源確保策として、とちぎの元気な森づくり県民税について、県民の理解を得た上で用途拡大を検討することを提案する。

従来、とちぎの元気な森づくり県民税以外の税財源により行われている事業、例えば、地球温暖化対策に関する事業や林業の作業道整備等にとちぎの元気な森づくり県民税を充当することによって、その分の一般財源を確保することについて検討すべきである。

3 県債の臨時的な有効活用

将来の償還財源となる行政改革の効果を見極めた上で、臨時的な措置として、すでに発行している退職手当債に併せ行政改革推進債等の発行を検討すべきである。

また、無利子である地方道路整備臨時貸付金や後年度に交付税措置がある有利な地方債の活用に努めるべきである。

さらに、県債が安定的に有利な条件で発行できるよう、既を取得している格付の評価を維持・向上させる取組や財政状況の公表などの充実を図るべきであり、今後、その状況を見極めながら銀行等引受債と市場公募地方債のバランスのとれた資金調達を図ることが必要である。

4 県有財産の処分と利活用

県庁周辺の未利用県有地については、できるだけ早期に都市計画までも含めた、その利用計画を策定するとともに、他の利用が見込めない土地建物については、早期に処分できるようにすべきである。

一方、県有財産の利活用については、民間の多様な担い手との協働を検討するとともに、建築物については、ストックマネジメント手法の導入な

ども含め、経営的な手法で一元的に管理するシステムを構築すべきである。

さらに、県有地の活用推進の観点から定期借地権方式や新たな利活用方式の導入等も検討すべきである。

第4節 行政経費の削減

1 多様な民間の組織と手法を駆使した民間活力導入の強化

ニュー・パブリック・マネージメント（NPM）やPFI、PPPなどに関する研究、検討を本格的に進めるとともに、本県の特長や状況に合致した民間活力の導入を図るため、あらゆる機会をとらえて行政効率を追求すべきである。

2 市町、特に中核市との適切な役割分担と県の役割の重点化

地域間格差の問題は、県全体の均衡ある発展に責任のある県の問題であり、より一層の対策と理解促進が必要である。特に経済状況がひっ迫してくると、財政力の差が市町間では拡大していく傾向にある。合併問題とも併せ、県の役割をもう一度考えるべきである。

また、中核市である宇都宮市との関係は、十分なコミュニケーションを図りながら、適切な役割分担を構築すべきである。

3 事務処理の効率化、事務改善の推進

内部の事務処理の効率化、改善を進めるための最大限の努力をするべきである。

現在、とちぎ政策マネジメントシステムで政策評価を実施しているが、事業実施後の評価及び改善が十分になされているか疑問であり、評価制度自体の合理化を徹底的に進めるべきである。

一方、情報通信技術のさらなる活用方策やペーパーレス化の効率的な運用方法を早急に確立するとともに、物資や印刷物の発注の一元化等の工夫を図る必要がある。

4 関係団体への関与のさらなる見直し

委託事業や補助事業について、徹底した検証を行うとともに、関係団体に派遣している職員や教員については、派遣先団体の設立目的や費用対効果の観点から抜本的な見直しを図る必要がある。

5 議会の出資法人見直し案の迅速な実施

県の出資法人等については、その役割や存立意義についてゼロベースからの見直しを行い、「県出資法人のあり方検討会」の結論に沿った見直しを早急に行うべきである。

6 審議会、懇談会等の一斉点検

県民参加型の行政、開かれた県政の一層の推進のために各種審議会や懇談会などの設置が大きな成果を挙げていることは事実であるが、そのあり方についても一斉点検を実施し、特に、形骸化した審議会、懇談会等の廃止など徹底的に見直す必要がある。

また、必要に応じて審議会、懇談会等の委員の定数や報酬等を見直すことは当然である。

おわりに

本県の将来像である「活力と美しさに満ちた郷土“とちぎ”」の実現に向け、本県財政の健全化を図りながら、県民一人一人が夢と誇りを持つことのできる“とちぎ”の元気づくりを推進していくためには、本編でも述べたとおり、県の行財政システム全般にわたる抜本的な構造改革に取り組まなければならない。

その取組を成功させる鍵は、県民との価値観の共有にあり、そのためには、しっかりとした「“とちぎ”の将来像」を示し、県民一人一人がそれを展望し、その実現に向けた取組に参加できる戦略を描く必要がある。そうでなければ大きな転換を実現し、未来を手繰り寄せることなどは到底できないものとする。

本検討会は、先般示された「とちぎ未来開拓プログラム（試案）」について、このような観点から検討を加え、ここにその結果を報告するものである。

改めていうまでもなく、持続可能な行財政基盤の確立は、次世代への「責任」を堅持する上で最も重要な要件となる。

そのためには、県議会としても積極的な支援や協力を惜しむものでなく、また、必要な政策提言にも積極的に取り組んでいく考えであるので、執行部におかれては、本報告書に盛り込まれた検討結果を十分に施策に反映されるよう望むものである。

県行財政改革検討会委員名簿

会 長	石 坂 真 一
副会長	野 田 尚 吾
委 員	野 村 節 子
委 員	阿 部 寿 一
委 員	若 林 和 雄
委 員	高 橋 修 司
委 員	五月女 裕久彦
委 員	中 川 幹 雄
委 員	花 塚 隆 志
委 員	佐 藤 栄
委 員	小 高 猛 男
委 員	神 谷 幸 伸
委 員	梶 克 之

(注) 上記は、正副会長を除き、期数順・議席番号順である。

調査関係部課室

総合政策部 総合政策課

経営管理部 財政課
 人事課
 行政改革推進室